平成２９年（フ）第６１６号
東京都練馬区南大泉４丁目39―30　メープル大泉学園Ｃ棟101
債務者　若本　幸一
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２２号
東京都新宿区北新宿２丁目15―16―205
債務者　小室　秋穂
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２３号
東京都練馬区貫井２丁目25―１
債務者　金戸　守之
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１号
栃木県日光市和泉２番地７
債務者　浅田　規子
1　決定年月日時　平成29年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４１５号
岡山市南区浜野２丁目７番16号
債務者　村上　健一
1　決定年月日時　平成29年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４１６号
岡山市南区浜野２丁目７番16号
債務者　村上　勝子
1　決定年月日時　平成29年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５４８号
岡山市中区藤原光町３丁目３番５号アミティＳＨＩＭＩＺＵ　102号室、旧住所岡山県瀬戸内市長船町長船1238番地
債務者　黒田　厚之
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５４９号
岡山市中区藤原光町３丁目３番５号アミティＳＨＩＭＩＺＵ102号室、旧住所岡山県瀬戸内市長船町長船1238番地
債務者　黒田二三江
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後１時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５０９号
東京都荒川区荒川６丁目25―４
債務者　山田　信夫
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５３７号
東京都江東区東陽５丁目17―９―302
債務者　小栗　健太
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４２号
東京都渋谷区恵比寿２丁目６―26　ゲストハウス心家
債務者　野口真紀子
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１５号
北海道旭川市永山４条４丁目９番14号
債務者　工藤美弥子
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５号
北海道旭川市東光３条９丁目２番２号
債務者　西村　麻希
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３号
北海道旭川市豊岡14条７丁目２番３号
債務者　高木ひろみ
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３４号
東京都調布市下石原２丁目59番地９
債務者　伊禮さくら（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月13日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部